

令和4年度

農業委員会事務局の方針書

組織名	農業委員会事務局
所属長名	高橋英樹

1. 組織の使命(ありたい姿)

農業委員と農地利用最適化推進委員の職務を補佐しながら、
(1)農地について、法令に基づいた適正な許認可業務を行い、また農地利用の最適化を推進します。
(2)農業者の公的な代表機関として農家の声を農政活動に反映させ、農家経営の安定化を図りながら横手市農業の発展をめざします。

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・国のガイドラインに基づいた最適化活動の目標設定と、その達成に向けた取り組みが必要です。
- ・人・農地など関連施策の見直しに伴い、市農林部をはじめとした関係機関とのこれまで以上に密接な連携と、計画的かつ組織的な取り組みが求められます。
- ・後継者不足や災害などにより、遊休農地の増加が加速化しており、農地の仕分けが急務となっています。
- ・農業者からの多様な相談や、農地法等に基づく法令業務が厳正に実施されるよう、委員並びに事務局職員のスキルアップとアップデートが必要です。

3. 今年度の『スローガン』

『農地利用の最適化活動を着実に推進しよう！』

4. 今年度の方針

- (1)最適化活動の目標達成に向けた取り組みを通して、更なる組織力強化を図ります。
- (2)委員が主体となった新しい体制での農地パトロールを実施し、守るべき農地の明確化を進めます。
- (3)委員並びに事務局職員のスキルアップと農業委員会活動の見える化を推進します。

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	最適化活動の目標達成に向けた取り組みを通して、更なる組織力強化を図ります
	取組内容	・国のガイドライン等に基づく「最適化活動の目標」を早期に設定し、その達成に向け、委員と事務局が一丸となった取り組みを展開します。 ・市農林部や関係機関とこれまで以上に密接に連携し、人・農地関連施策をはじめとした、各種活動の強化を図ります。 ・農業・農村の声を代表する組織として、農業者等との意見交換会を開催するほか、市に対し農地等利用最適化推進施策の改善について意見書を提出します。
(2)	実現したい成果	委員が主体となった新しい体制での農地パトロールを実施し、守るべき農地の明確化を進めます
	取組内容	・新たな体制となる農地パトロールについて、委員が主体となった取り組みを後押しし、よりきめ細やかな農地利用の状況把握に努めます。 ・農地パトロールで判明した遊休農地については、所有者に対する利用意向調査を実施し、農業上の利用増進が図られるよう、必要な措置を行います。 ・再生利用が困難と判断される農地については、所有者の意向を確認したうえで非農地と判断し、法務局へ地目変更の申し出を行うことで、守るべき農地の明確化を進めます。
(3)	実現したい成果	委員並びに事務局職員のスキルアップと農業委員会活動の見える化を推進します
	取組内容	・関係法令や現場活動等に即した研修会の開催や、各種講習会への参加により、委員並びに事務局職員のスキルアップを図ります。 ・農業委員会からの各種お知らせや委員の活動状況などについて、これまでのホームページや「農業委員会だより」に加え、FMやデジタルサイネージ等も活用し、より広く市民に向けた情報発信を図ります。 ・女性農業委員の独自活動や教育現場と連携した食農推進事業などを通じて、農業委員会活動の見える化を推進します。

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

1)最適化活動の目標達成に向けた取り組みを通して、更なる組織力強化を図ります

- ①国のガイドラインに基づき最適化活動の目標を設定し、当該目標の達成に向け、委員さん方に対する活発な日常活動および活動記録簿記載徹底の呼びかけのほか、各種取り組みを進めています。この成果の一つとして、8月末現在の委員一人当たりの一カ月の活動日数について、昨年度の1.6日から8.5日に増加しています。
- ②横手市農業委員会としては初となる農業者等(横手農業創生大学校研修生)との意見交換会を開催しました。ここで出された意見に加え、各委員が日頃の活動の中で積み上げた農業者からの意見等を吸い上げ、市に対する「農地利用最適化推進施策等に関する意見書」を作成しており、この後提出する予定となっています。

2)委員が主体となった新しい体制での農地パトロールを実施し、守るべき農地の明確化を進めます

- ①6月28日に農地パトロールの出発式を兼ねた、農地利用状況調査推進会議を開催。今年度は7月1日から15日までをパトロール強化期間と定め、各地域において委員が主体となった農地パトロールを実施しています。
- ②農地パトロールにより「遊休農地」または「非農地」と判定された農地の所有者に対し、「今後の遊休農地における利用」および「非農地における登記」に関する意向調査を現在、実施中です。

3)委員並びに事務局職員のスキルアップと農業委員会活動の見える化を推進します

- ①地域局併任職員との連携強化と互いのスキルアップを図るため、事務局職員研修を開催したほか、地域局を訪問しての説明・協議や日常業務における情報交換等を密に行っています。また、委員に対しては、総会終了後の全体会や各地域の事務調整会議などを通じ、小まめな情報共有を行っています。
- ②今回初めて、昨年度の食育見聞録図画コンクール作品を横手城展望台に展示したほか、「農業委員会だより」の発行、秋田県牛乳普及協会による搾乳体験事業への協力などにより、農業委員会活動の見える化を推進しています。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

1)最適化活動の目標達成に向けた取り組みを通して、更なる組織力強化を図ります

- ①日々の活動に加え、各地域における事務調整会議や農業者年金加入推進活動など多様な活動を通じ、年間活動目標の達成を目指します。
- ②国から示された「人・農地など関連施策の見直し」について、来年度からの本格的な取り組み開始に向け、市農林部のほか関係機関と連携し、体制づくりや準備作業を進めるほか、委員に対しては、小まめな情報提供を行うことで、積極的にこの取り組みに関わっていく、機運の醸成を図ります。

2)委員が主体となった新しい体制での農地パトロールを実施し、守るべき農地の明確化を進めます

- ①農地所有者へ実施している意向調査の結果に基づき、各種事務処理を進めてまいります。
- ②今年度の農地パトロールや、それに付帯した活動に対する反省点等を取りまとめ、次年度に向けたフォローアップを進めます。

3)委員並びに事務局職員のスキルアップと農業委員会活動の見える化を推進します

- ①12月に農地利用最適化推進連携会議および事務局職員(併任含む)研修、1月には農業委員会研修を開催し、更なる制度理解と適正執行を進めます。
- ②女性委員の独自活動への支援や、広報・食農推進委員会による図画・作文コンクールなどを実施します。また、こうした活動を「農業委員会だより」のほか、様々な媒体を活用し、活動の見える化を推進します。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

1)最適化活動の目標達成に向けた取り組みを通して、更なる組織力強化を図ります

- ①国のガイドラインに基づく活動目標の設定や活動記録簿の作成については、委員が取り組みやすいよう資料や様式を工夫し、小まめな説明や呼びかけを行った結果、活動実績が大幅に向上しました。
- ②当委員会では初めてとなる農業者(農業研修生)との意見交換会を実施したほか、ここで意見に加え、委員が日頃の活動の中で積み上げた農業者の声を集約し、昨年に引き続き市に対する意見書を提出しました。
- ③「人・農地など関連施策の見直し」について関係機関との打合せや、委員への情報提供等はいりましたが、国からの詳細な情報が乏しく、実施体制の検討や構築には至りませんでした。地域計画策定の期限である令和7年3月末に向け、早期の体制構築や委員の具体的な取り組み内容の検討、理解向上のための研修などが必要です。

2)委員が主体となった新しい体制での農地パトロールを実施し、守るべき農地の明確化を進めます

- ①新たな体制による農地パトロールについて、調査地の選定や調査後の意向調査、実施前後の各会議なども含め、概ね計画どおり実施することができました。
- ②パトロールにより非農地と判断された土地について、地権者の意向を確認してうえで、法務局職権による地目変更手続きを行っています。
- ③今後、より委員が主体となった活動になるよう、研修等の実施により認識や意欲を更に高めることが必要です。

3)委員並びに事務局職員のスキルアップと農業委員会活動の見える化を推進します

- ①事務局職員の研修会を2回開催したほか、本庁職員が地域局を訪問しての説明や協議の実施、日常業務における情報交換を密に行うことなどにより、地域局併任職員および本庁職員の連携強化と互いのスキルアップを図りました。
- ②委員については、県農業会議が主催する秋田県農業委員会大会や地区別研修会への参加のほか、各種会議開催時に適宜情報提供を実施することにより、制度等の理解浸透を図っています。
- ③教育委員会の協力のもと図画・作文コンクールを実施したほか、女性委員の独自活動である若手女性農業者との意見交換会開催の支援などにより、活動の見える化を推進しました。
- ④国等から示される様々な新たな取り組みに対応するため、委員並びに事務局の更なるスキルアップが必要です。